

規制改革・民間開放推進会議

国際経済連携WG

第4回会合 議事概要

I. 日 時：平成 18 年 12 月 11 日（月） 9:58～12:07

II. 場 所：永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

III. 議 事：「規制改革・民間開放の推進に関する第 3 次答申」案文協議

1. 「（1）在留外国人の入国後のチェック体制の強化」

①外国人の在留に係る情報の相互照会・提供

②外国人登録制度の見直し

③使用者に対する責任の明確化

ア不法就労者を使用する事業主への厳格な対処

イ「外国人雇用状況報告」の内容拡充・義務化

④使用者以外の受入れ機関等に対する責任の明確化

⑤在留資格の変更及び在留期間の更新許可のガイドライン化並びに不許可事例の公表

⑥永住許可を得た外国人に対する在留管理の在り方等

○出席：

・規制改革・民間開放推進会議

安居委員、矢崎委員、井口専門委員

・内閣官房

内閣参事官 荻野 徹

・総務省

大臣官房審議官 門山 泰明

自治行政局国際室長 時澤 忠

・法務省

大臣官房審議官 齊藤 雄彦

入国管理局登録管理官 高岡 望

入国管理局入国管理企画官 利岡 寿

・厚生労働省

職業安定局高齢・障害者雇用対策部長 岡崎 淳一

職業安定局外国人雇用対策課長 尾形 強嗣

・経済産業省

大臣官房審議官 立岡 恒良

経済産業政策局産業人材政策担当参事官室長 守本 憲弘

2. 「(2) 外国人研修・技能実習制度に係る法令の整備」

- ①実務研修中の法的保護の在り方
- ②技能実習生に対する在留資格の創設
- ③法令以外の規定に基づく規制等の見直し

○出席：

・規制改革・民間開放推進会議

安居委員、矢崎委員、井口専門委員

・法務省

大臣官房審議官	齊藤 雄彦
入国管理局入国在留課長	田村 明
入国管理局入国管理企画官	利岡 寿

・厚生労働省

大臣官房審議官	草野 隆彦
職業能力開発局外国人研修推進室長	藤枝 茂

・経済産業省

大臣官房審議官	立岡 恒良
経済産業政策局産業人材政策担当参事官室長	守本 憲弘

3. 「(3) 『技能』、『人文知識・国際業務』の運用の明確化」

「(4) 外国人介護福祉士の就労制限の緩和」

「(8) 現在は専門的・技術的分野と認められていない分野における外国人労働者の受入れ」

4. 「(6) 高度人材の移入に資する在留期間の見直し」

「(7) 高度人材の移入に資する再入国許可制度の見直し」

○出席：

・規制改革・民間開放推進会議

安居委員、矢崎委員、井口専門委員

・法務省

大臣官房審議官	齊藤 雄彦
入国管理局入国在留課長	田村 明
入国管理局入国管理企画官	利岡 寿

・厚生労働省

職業安定局高齢・障害者雇用対策部長	岡崎 淳一
職業安定局外国人雇用対策課長	尾形 強嗣
社会・援護局福祉基盤課長	木下 賢志

○安居主査 皆さん、おはようございます。時間がちょっと早いですが、皆さんおそろいなので、今から「規制改革・民間開放推進会議 第4回国際経済連携WG」を始めさせていただきますと思います。今日は、内閣官房、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省の幹部の方におかれましては、お忙しいところを御足労いただきまして、ありがとうございます。

本日のスケジュールは、配布資料としてお渡ししてあると思いますが、4つに分けてお話をさせていただきたいと思います。今回は、12月末に答申を出すということで、これが最終協議ということになりますので、できればすべての問題について、合意させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず第1部、いわゆる在留管理の強化につきまして、いろいろ御提出いただいております御意見につきまして、各省庁から最初に御説明をいただければと思います。

御説明は2、3分程度でお願いしたいと思っております。残りの時間はできるだけ議論して、固めさせていただければと思います。それから、本日の議事録と御提出の資料というのは、ホームページ上で公開することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、恐れ入りますが、内閣官房の方から御説明をお願いいたします。

○荻野参事官 それでは、内閣官房の参事官の荻野でございます。御提出申し上げました資料2に基づきまして、簡単に申し上げます。

ここでは「(1)在留外国人の入国後のチェック体制の強化」につきまして意見を出しております。必ずしも御提示した案の部分をこう書き換えろということではなくて、現時点の検討の方向性等についてポイントを記載しているということでございます。この問題につきましては、現在内閣官房の音頭で「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」というのがありまして、そこで関係省庁でいろいろ議論を重ねているということでございまして、そこでの議論の1つの方向性につきまして情報提供しているものでございます。

ポイントでございますが、1つは外国人の在留情報の把握については、現行の外国人登録制度の対象から除外して、法務大臣による入国管理制度に一元化することとし、在留期間の途中における事情の変更についても、法務大臣への届出事項とすることによって、届出義務の実効性を確保する仕組みとすべきではないかと。

またその際、市区町村は住民に関する事務の処理の基礎となるため、必要な範囲内で在留情報の取得・保有・利用等ができることとして、これについても何らかの法的制度とすべきであろうということであります。

外国人雇用状況報告制度においてカバーし得る範囲については、当該情報を厚生労働省から法務省が入手することとして、事業者の二重の負担は避ける。また、これによりカバーされない教育機関等についても、何らか適切な在り方を検討する。

その他、外国人に関する情報の行政機関相互における共有等の御指摘もあるわけですが、これについてもいろいろ具体的に検討を進めていく。例えば、厚生労働省と法務省におい

ては、具体的な議論が進んでいる状況でございます。こういった方向で、政府としては進めていくことができるのではないかと考えております。

○安居主査 どうもありがとうございました。

それでは、法務省の方からお願いいたします。

○齊藤審議官 法務省の官房審議官の齊藤でございます。「（１）在留外国人の入国後のチェック体制の強化」部分全体ということでよろしいでしょうか。

○安居主査 はい。

○齊藤審議官 それでは、資料４をつくらせていただいておりますけれども、在留外国人の入国後のチェック体制の強化の関係の中心は、外国人登録制度の見直し、（１）でいきますと②がその中核になると考えております。意見を出させていただいておりますが、私も平成 20 年の通常国会に関係法案提出となっているものの、多くの部分を 20 年度中と直させていただいているんですが、現在の外国人登録制度の見直しの方向は、単に外国人登録制度の見直しだけではなくて、外国人の在留管理全体を見直そうという方向で御案内のように進んでおりまして、恐らく改正の対象は外国人登録法にとどまらず、入管法と多岐にわたるだろうと。更に地方自治法等々につきましても改正が必要になるのではないかと考えております。

更に御案内のように外国人登録制度は、昭和 27 年に制定されて以降、根本的な見直しというのは今回が初めてでありまして、その検討に当たりましては、市区町村等と打ち合わせもする必要があるだろうと考えております。

この件につきまして、先ほど御説明にもありましたが、外国人の在留管理に関するワーキングチームで検討を進めているわけで、法務省もそれに入れていただいて検討を進めているわけですが、当省におきましても法務大臣の私的懇談会であります、出入国管理政策懇談会というのがございまして、そこに検討を依頼することを予定しております。そこで、地方公共団体や各団体の意見も広くお伺いするということを考えているところでございます。

こちらの出入国管理政策懇談会において検討の上、更に具体案をつくって、関係各省庁とも調整する必要がある。その上で、法案を国会に提出するというところでございまして、当省としてもできるだけ早くやっていきたいとは考えているんですが、20 年の通常国会ということになりますと、もう準備の期間も 1 年余りしかないということで、なかなか難しいということで、①、②につきまして、20 年度中と改めていただけたらと思っているところでございます。

④の使用者以外の受入機関等に対する責任の明確化につきましては、これも①、②の制度に合わせて行うのが合理的ではないかと考えております。

そういうことから「①、②の施行までに措置」ということに改めさせていただいたらと思っております。

またこれにつきましては、法案を提出するのか、それ以外の方法になるのか、その辺り

も決まっておりますので、措置という形にさせていただけたらと思っているところでございます。

③の使用者に対する責任の明確化でございますが、これは時期については意見は出していないんですが、よく考えますと外国人登録制度等、外国人の在留管理に関する枠組み全体を今、改めようとしておるわけでございますから、③につきましても、20年度中に①、②などと合わせて、関係法案を提出するという形が合理的ではないかと考えているところでございます。

なお、③の中で、一部「同確認義務については」というところを赤線で入れさせていただいておりますが、これは字句だけの問題でございます。確認義務自体は私ども外国人雇用状況報告の義務化の中で定められる問題であって、入管法で定める問題ではないと思うんです。この基の文章ですと、入管法の中に確認義務を定めるように読めるとも思いますので、この部分をきちっと分けてわかりやすく書いていただけたらと思っております。

⑤の「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン化並びに事例の公表」の問題でございますが、これにつきましては、棒線を引きかせていただいておりますが、住民基本台帳システム、外国人出入国情報システム、社会保険システム等の間で共用が可能になるようになっているんですが、これにつきましては、個人情報保護法制との関係で相当検討すべき部分があるということで、現段階ではまだここまで具体的に織り込むのは少し早いのかなということで、こういう意見を出させていただきました。

また、これにつきましても、基の文章の中にこういう措置につきましては、外国人の在留に係る情報の相互照会、提供と絡めて措置すべきであるとなっておりますので、これも相互紹介、提供等につきましては、20年度の国会に法案提出ということで意見を出させていただいておりますが、その施行までに併せて検討、結論を出すのが合理的ではないかということで、このような意見を出させていただきました。

以上でございます。

○安居主査　ありがとうございました。

それでは、総務省、お願いします。

○門山審議官　総務省の官房審議官の門山でございます。よろしくお願いいたします。

総務省の資料3の2ページでございますが、ここで全体的な意見を書いておりますので、個別のところにつきましてはごらんいただければおわかりいただける内容ですので、全体的な考え方の御説明をさせていただきます。

総務省といたしましても、地方公共団体が、在留しております外国人に対して適切な行政サービスを提供するためにも、適法に在留している外国人のリストが必要だと考えております。これまでのヒアリングの場におきましても、新しいリストの性格は、規制の側面とサービス提供の基盤という側面を併せ有するのではないかと御指摘があったわけですが、基本的にはそういうことだと思っております。

したがって、市町村行政のためだけの外国人住民のリスト、これを市町村が単独で

作成するということはあるわけではございません、国からの情報があって初めて成立するものでございますので、出入国管理行政と密接な連携があるということが前提になると考えております。

また、外国人住民のリストの仕組みを設計するに当たりましては、今、問題だと言われていることが特に2点あると思っております。

不法滞在者と適法な在留外国人を区別した上で適法な在留外国人についてサービスができるようにするということ。区別がきちっとできるようにということです。

適切な行政サービスが提供できるように、市町村が持っております、リストの正確性を高くするということの2つが主な課題だろうと考えております。

現在こういう視点を持ちながら、政府内の検討に参画しているところでございまして、今後実務に当たります市町村の御意見もお伺いしながら検討を深めていきたいと考えております。

ただ、特に新しいリストを設計するに当たりましては、現在の住民基本台帳制度との関係でございすけれども、参考にはなると思っておりますが、外国人登録制度を住民基本台帳制度に一元化するのは不相当だと考えております。

その理由でありますけれども、まず、市町村が、外国人が適法に在留しているかどうかを把握するために、申し上げましたとおり入国管理制度と密接な連携がないとできないということでございます。

外国人である住民の情報について、仮に日本国民である住民と一本にしたところで、不法な滞在者と適法な滞在者を区別した上で、適法な人にはきちっとサービスを提供していくという問題にはほとんど役に立たないのではないかと思います。

2点目といたしまして、これは制度の考え方の問題でございすが、現在の住民基本台帳制度というのは、行政の合理化、住民利便の向上ということを目的としておりますけれども、外国人を対象に加えるということになりますと、これに加えて管理という視点がどうしても入ってくるんだらうと。そうなりますと、今の住民基本台帳の制度の目的を超えるということになってしまうんだと思います。日本人を対象とする住民基本台帳で住民の管理をするという考え方は、到底受け入れることはできない考え方だと思っております。

3点目でございすが、在留の外国人の方につきましては、日本国民とは法的地位が違うわけではございまして、在留許可を必要とするということから、登録する内容が住民票の記載事項と相当異なっております。違う内容の情報を1つにすることの意味もほとんど見出し難いのではないかと思います。

ということから、繰り返しになりますけれども、私どもとしても政府として効率的な外国人のリスト制度をつくる必要性は十分認識しておりますけれども、具体の考え方については、今、申し上げましたように、いろいろ検討すべき点がある。特に住民基本台帳制度との一元化については不相当だと考えておりますので、現段階でこれに限定した方向性で

議論していただくというのは、是非避けていただきたいというのが、私どもの考え方でございます。

以上でございます。

○安居主査　ありがとうございます。次に厚生労働省さんからお願いします。

○岡崎部長　厚生労働省の岡崎でございます。幾つか細かい点もありますけれども、1つ目は私どもの資料5の2ページにありますのは、今のシステムの設計にも関わるのかもしれませんが、個人情報との関係もあるので、完全な意味でのシステムというよりは、社会保険庁として適切に対応する。情報提供の関係は構わないんですけれども、システムと書かれるのはいかがかということでございます。

3ページ、これは法務省さんの方からも既に話がございましたけれども、入管法の在留資格確認義務のところから、この先の部分が出てくるというのは、どうも筋としてはおかしいのではないかとということで、削除した方がいいのではないかと考えているということであります。

「外国人雇用状況報告」のところにつきましても、細かい点が2つありますけれども、この雇用状況報告に基づきます各種情報も、在留管理ワーキンググループ等々で相互に適切にということは決めてあるわけでございますけれども、地方公共団体におけます就労場所の把握というところまで例示として挙げられるのは、現段階で整理がついてないかなと思っていますところでございます。どうしてもだめという意味ではないんですが、現時点で例示としてはどうかと思います。

下の方の「連携させた上で」の部分は時期の話でございまして、私どもは次の通常国会に法案を出そうとしておりまして、法務省さんは2年先ということになりますと、連携させた上だと時期がちょっとずれておりますので、こういう表現の方がいいかなという程度の話でございます。

5ページ目もちょっと細かい話でございますが、在留資格で研修、興行、投資・経営の中には、雇用関係のある者となない者が混じっておりますので、これは正確に表現した方がいいと思います。お示しされた案ですと、すべてが雇用関係がないようにも読めますし、これらのうち雇用関係のない者という方が正確な表現ではないかという程度でございます。

6ページ目でございますが、これも全体の検討の時期との関わりでございますが、少し後ろになるのであれば、こういうことが適当かなと思っています。

細かい点が多くて恐縮でございますけれども、よろしくお願いいたします。

○安居主査　ありがとうございます。次に経済産業省さんからお願いします。

○立岡審議官　経済産業省の立岡でございます。よろしくお願いいたします。私どもからは、資料6の1ページ目、2ページ目で、これも細かいものを出してございますけれども、基本的に今回この会議で御指摘の事項につきましては、在留管理ワーキンググループでの議論と方向性は大きく異にするものではないと思っています。

具体的な方策については、引き続き関係省庁で議論が要ると思っております、特に私

どもからは使用者責任の明確化部分についてでございますけれども、使用者責任を明確化し、あるいは一定の負担を求めていくということについては、基本的な方向性はこうだと思っておりますが、制度の実効性を高めるためにも、産業界の現場の実態に即した制度としていくということが必要であると思っております、そういった観点から2点の細かい修文を提出させていただいている次第でございます。

以上でございます。

○安居主査 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見、これから各省でもよろしければ議論をしていただきたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○井口専門委員 よろしいでしょうか。

○安居主査 どうぞ。

○井口専門委員 それでは、数点、時間の関係がありますので、簡潔に御質問申し上げます。

まず、今回の答申案につきまして、内閣官房の方でもいろいろ調整はしていただいているかと思うんですが、その点について最初に御質問させていただきます。

特に厚生労働省さんと法務省さんの間では、雇用状況報告をめぐってかなりいろんな調整といいますか、連携していただいております、こちらの方はかなりスピードとしては加速しているように思うんです。

ところが、住民基本台帳と外国人登録制度の今後の問題につきましては、必ずしも法務省さんと総務省さんの間で十分に議論が進んでいるとは思えない。まだ、勉強するのに時間がかかるという印象を受けておまして、ここら辺のところが内閣官房としてはもう少し、やはり省庁全体として省庁横断的な仕組みをつくるという観点から、リーダーシップを発揮していただけなかったのかという点が、まず一つございます。

2省庁の間で連携を取ることで問題だったのではなくて、やはり理想としては省庁横断的な全体のシステムを構想していただくという観点からいきますと、まだ道半ばではないかと。幾つかの省庁から実施の時期を遅らせるという御提案が出てきている点についても、内閣官房として御指導いただけなかったのかとも思っております、それについて後で御回答いただけないかと思っております。

あと数点だけ簡潔に申し上げます。法務省さんの方についてですが、在留資格の確認義務につきまして、一体、実効性ある措置をだれがやるのかというのが、だんだんわからなくなっておりまして、以前は入管法のいわゆる73条の2の措置を故意犯だけではなくて過失犯についても法令が適用できるような条文を検討していると明言されていたようにも思うんですけれども、今回伺っておりますと、雇用状況報告の法律への格上げに伴って、そちらの方で措置されるので入管法の中では措置しないというふうにも受け取れたわけでございます。

同時に厚生労働省さんの方では、具体的に在留資格確認義務については、現在あります

外国人労働者の雇用労働条件の指針の中に書かれているだけで、現在でもガイドラインにすぎないわけですが、これに仮に法令の上のガイドラインになったからといって、これについて何かすぐに制裁措置とか、罰則とか、あるいは行政処分が伴うとはうかがっておられないんです。

そうしますと、両省の間でせっかく詰めておられると思っていたんですが、何かお互いに、言葉は悪いんですけども、やや押し付け合っているような印象もあるので、この点について法務省さんの方の御見解を伺うとともに、厚生労働省さんの方も今かなり法令化に向けて作業を加速されておられるものですから、かなり具体的な詰めをされていると思いますので、その点についてまず御説明いただけないかと思いました。

もう一つ、総務省さんの方に御質問させていただきたいと思います。先ほど来、私どもも評価したいと思っておりますのは、合法的な外国人の方々についてしっかりした台帳のようなものをつくっていくということについての必要性については、はっきり認識していただいたので、そのことを今回答申に書けるということ自体は進展だというふうに私もその点についてはよろこんでおるんです。

ただ、同時に先ほど御説明のありましたように、「外国人に対する規制」とおっしゃったんですが、外国人の公正な管理という入国管理の目的と、住民に対するサービスのための台帳という2つの性格があるということもお認めになっているわけですね。

私どもの御提案は、基本的にはそういう2つの目的を持った台帳であるから、ある意味では当然のこととして、そう申し上げるとそうではないとおっしゃるかもしれませんが、やはり法務省と総務省が最終的には共管の法令を新しくつくるのか、あるいはある一部だけ共管の部分をつくっていただくのかわかりませんが、そういう形で新しい台帳というものを構想していただくようにという案をつくったわけなんですけれども、その点については、実は否定されている。これは論理的に言うと、私にはやや矛盾して聞こえる。2つの目的のある1つの台帳でありますから、そういう意味から言えばそのことを矛盾なく実施するという観点から御検討いただくべきではなかったかと思っております。

とりあえず、先ほど申しましたように、この台帳の必要性について御確認いただいたことについては理解しておりますので、とりあえずその点も合わせて申し上げておきます。

あと細部の技術的な点については、後で御質問させていただきます。

○荻野参事官 よろしいですか。

○安居主査 お願いします。

○荻野参事官 最初の御指摘につきまして、内閣官房からお答えいたします。

内閣官房の調整が、十分まじめにやってないのではないかという厳しい御指摘でもあったわけなんですけれども、私どもといたしましても、外国人の在留情報をきちんと把握する仕組みをつくらなければならない。それは外国人の公正な管理という面からも、外国人に対する住民サービスの観点からも、両面から必要である。

そういったことで、これはなかなか1つの省庁にとどまる問題ではないし、既存の仕組

みをかなり大きく改める問題であるということで、いろんな議論を重ねてまいりました。

そこで、いろんな考え方があり得るわけでございますけれども、こういったものを実現しなければならないかといったことにつきましては、先ほど冒頭御紹介したような方向で議論がある意味で収斂、収斂というのはやや言い過ぎかもしれませんが、まとまってきたのではないかと思います。

他方、それが具体的な固有の特定の法律とか、特定の制度の名前の形で書かれていないということで、進展していないのではないかと思いますけれども、そこは何と言いますか、物事をまとめていく上でのプロセスの話でありまして、最初からこの役所のこの法律をこういじろうというふうに極論できる問題ではありませんし、そういう議論の進め方とすること自体が、必ずしも円滑かつ十全な調整に資するものではないということでありまして、その点はやや思考方法の違いというものかもしれませんが、私どもとしてももっと円滑に議論が収斂するように努力していると申し上げたいと思います。

余り言っても仕方がないんですけれども、例えば先生御指摘のような公正な管理という面もあるし、同時に住民の利便性に対する基礎となる面がある。Aという役所とBという役所の共管となるような制度ではないかという御提案につきましても、それを例えばAという役所についてだけ考えを改めろと言っても仕方がないところがありまして、そこはA、B、あるいはそれ以外の人も同じように考えてもらわなければならないところがありまして、そういう意味でそこはなかなかいきなり同時決着的にはならないということがあります。

それぞれの制度には、背景となる外国人の在留管理ということだけでは考えられない、別な事情等もありますから、そういったことを考えたときに、私どものやり方は、言わば座敷とか所管という問題につきましては、今この時点では必ずしも明示的にこうだと決め打ちすることは、むしろ全体の調整のスピードをにぶらせるとまでは言いませんけれども、不必要なフリクションを生じるのではないかというのが、現時点における認識でありまして、目指していかなければならない方向等につきましては、ただいま井口先生から御指摘があったような方向は、十分みんな認識をしているところであると思います。

あと、それ以外の具体的な実施時期のような話になりますと、それぞれ所管の役所で、単に法案の準備ということだけではなくて、施行体制とか予算措置等の問題がありますものですから、大きな制度改正を伴うものであればあるほど、根本的にやればやろうと思うほど、そこはややいろんな慎重な検討が必要になってきてしまうということでございますけれども、それは別に先延ばししてみんなが忘れ去るのを待つということではなくて、実施するためのものということでございまして、そういったまさに施行体制まで含んだ意味で、単に内閣官房のリーダーシップで調整を仕切るとすることには、なかなかいかないということでもあります。

いずれにしろ、その方向につきましては、冒頭申し上げたような方向で仕組みをつくらな

ければならないし、それを具体化しなければならない。具体化するに当たっては、最終的には全省庁ではなくて特定のところが責任を持って、こういった形で進めていくことに落ち着くということは間違いないところでありまして、ペースが遅いんだという御指摘があるのであれば、それは甘んじて受けざるを得ないんでございますけれども、私どもとしては、それなりに物事が進んでいるのではないかと考えております。

○安居主査 申し訳ありませんが、あまり時間がないので、簡単をお願いします。

○齊藤審議官 引き続きまして、法務省でございます。先生御指摘の点なんですが、不法就労を使用する事業主への厳格な対処ということで、御案内のように不法就労助長罪について、例えば過失犯を創設するといったことがございまして、これにつきましては入管法でやらせていただくということは、もう全然変わっておりませんので、私どもも入管法で規定させていただく方向だろうと考えております。

ただ、その前提で確認義務自体は、入管法で決めるのかどうかということはまだ決まっていないうことでありまして、厚生労働省さんの外国人雇用状況報告の法令化、そういった中で、そちらの方で決まっていくのかなと思っております。例えば過失犯の創設自体は入管法の方でやらせていただくと、ただ、その確認義務自体は入管法の中に入るのと違うのかなと考えているところでございます。

○岡崎部長 今の点は私どもも思っておりまして、さっき井口先生は指針の方のお話をされましたけれども、私どもの理解としては、これは外国人の雇用報告を義務化することを考えておりまして、当然報告をする以上は確認した上で報告するということでありますから、その前提として当然確認するんだろうと考えているということでありまして、そこはやっているのではないかと考えております。

なお、さっきの表現のところもそういう意味におきまして、法務省さんの部分に書くのではなくて、むしろ外国人雇用報告の私どもの方に書いた方がより適切ではないか。要するに、経済産業省さんが出している案の場所の方が適当ではないかと思えます。

ちょっと表現につきましては、短時間労働者、パートは被保険者になる人が多いので、被保険者にならない労働者についても、実態を踏まえて配慮するとか、経済産業省さんの方に書いていただくのが一番適切ではないかと思っております。

○安居主査 矢崎さん、何かございますか。

○矢崎副主査 結構です。

○井口専門委員 よろしいでしょうか。

○安居主査 どうぞ。

○井口専門委員 一言だけ、今、岡崎部長にお答えいただいた点なんですが、雇用状況報告の義務化イコール在留資格の確認義務であるためには、そういう条文の構成が必要なんだろうと思うんです。その条文の中に、「在留資格を確認し、」というような文言がちゃんと入っているのであれば、それは同時に決めることになりますけれども、内容が虚偽であったり、事実と反するようなことを書いて報告してもいいということにもなりかねず、

したがって、必ずしも2つのことが同じであるというふうには、法技術上は言えないのではないかと思いますので、そのこともまた御検討ください。

○岡崎部長 報告というのは、正しいことを報告しなければ報告したことにならないわけですから、「確認し」と書くかどうかということについては、今、各方向では検討しておりませんが、当然報告書は虚偽でも出していいということにはなりませんから、それは報告義務を尽くしたことになりますので、当然在留資格を確認の上報告していただくというのが前提だと考えておりますので、そんなに違ったことにはなっていないと思います。

○安居主査 時間がないので申し訳ないんですが、幾つか申し上げたいと思います。総務省さんから御意見をいただいている「問題意識」の箇所は、合議対象ではなくて、当会議の考え方を記載するところですので、例えば事実関係の点で問題があって、絶対に修正してもらわないと困るということであれば考えますが、基本的には関係各省の皆様と合意を要する事項ではないというふうに御理解いただきたいと思います。

もう一つの住民基本台帳の問題でございますが、私どもは何も住民基本台帳を外国人にも適用してくださいというのは、基本的な考え方としてはございませんが、経済界の人間の観点からしますと、何とか安上がりで経済的にやらぬといかぬというのがベースでございまして、そういう観点から言うと、住民基本台帳という選択肢もあるということでございますので、ここから住民台帳の記載を除けるのは特段の問題はございません。ですから、それは削除するとして、ただ、できるだけ経済的な面からの御配慮をいただきたい。それは在留外国人の台帳制度という形で、文章として一部残していただいているので、それでよろしいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

要するに、住民基本台帳への一元化については外してしまって、外国人向けの台帳制度を、できるだけ経済的につくっていただくということで、よろしゅうございましょうか。

○門山審議官 今、安居先生からお話ございましたように、必要だということは私どもも思っておりますので、その方式として住民基本台帳に最初から決め打ちはできないでしょうというのが意見でございます。したがって、今、御整理いただきましたように、住民基本台帳という記述を落としていただけるということであれば、それはありがたいことだと思っておりますし、制度をつくるに当たりましては、どうやるのが一番効率的か、これはみんな一緒に考えなければならない話でございますので、そのように考えております。

○安居主査 一応その問題はそういうことにさせていただきたいと思います。

実は一番の問題は、措置時期でございまして、私もこの問題を4年ほど対応しておりますが、各省さんと毎年いろいろ御相談してやってきているんですが、今年度中に結論を出すということが閣議決定されているという観点から見て、今、18年ですから、21年という

のはちょっと長過ぎるということです。

幸い、いろいろお話を伺っておりますと、各省さんで審議会や懇談会をおやりいただいて、話としては実際に進んでいると認識しております、何とか19年度中にいろんなことをかためていただいて、再来年の20年には法律にさせていただくということがぎりぎりかなと思っていたんです。本当は19年と私自身は思っていたんですけれども、今おっしゃっていたように、各省庁に絡みますし、検討はいろいろ当然必要だということで、あと1年間いろいろかためていただいて、20年初頭には法案提出をお願いするということでひとつ皆さん御同意いただければ、非常にありがたいのでございますが、その点議論をさせていただければと思います。

○齊藤審議官 20年というのは、20年度中ということでございますか。

○安居主査 20年の当初2、3か月であればどうこうということはありません。

○井口専門委員 あるいは20年度に入ってからですか。

○安居主査 法案を20年度に出すと考えているわけですか。

○齊藤審議官 はい。関係法案を20年度中に提出させていただきます。

○安居主査 それは、具体的に言うと21年通常国会になるか、あるいはそれよりも前に臨時国会等が開かれればそうなるかという話ですね。我々の希望としては何とか20年通常国会までをお願いをしたいんですけれども、その辺がどうかということだと思います。

○井口専門委員 よろしいでしょうか。

○安居主査 どうぞ。

○井口専門委員 基本的には20年の通常国会に出していただくということですね。

○安居主査 基本的にはそれをお願いしたいんですけれどもね。

○井口専門委員 そうすることだとしますと、20年度に法案提出とはちょっと違うわけですね。1年違ってしまう。要するに、20年の通常国会ですから、19年末には大体かたまっていなければならない。

○安居主査 それは大体固まっているべきで、だから希望としては20年の通常国会というのが基本なんですけれども、私は、関係する省庁がどうしても時間をかけてきちんと検討したいということであれば、20年度中に出していただくということで仕方ないと思う部分もあります。

○井口専門委員 よろしいですか。

○安居主査 どうぞ。

○井口専門委員 外国人の台帳の問題といいますのは、はっきり言いまして外国人がたくさん住んでいる地域では、すべての基本になることですから、これを早く適正化していくということから、余り遅らせるのは得策でないと考えています。そういう意味では、現場の方が一番困っているわけですし、それは総務省さんが一番御存じのはずでありますから、勿論関係省庁それぞれの都合はありますが、それは自治体や地域、現場、言葉を換えますと国民の立場から言えば、全体のプロセスが1年遅れるようなことは、できたら避けてい

ただかないかとお願いしているわけであります。それがこの答申案の趣旨でございますので、できればそこら辺で御了解いただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○安居主査 我々の気持ちとしては何とか 20 年の通常国会がベースですけれども、総務省さんの御意見とか、あるいはほかの皆さんの御意見を伺うとなかなかその辺が厳しいということだろうと思います。この答申は閣議決定されることになると思いますので、一応書き方としては 20 年の通常国会に法案提出を目標として、ただし、それが難しくても、遅くとも 20 年度中ということで御了解いただければと思いますが、いかがですか。

○荻野参事官 時期の問題は、今、安居先生からお話もあったんですが、基本的な問題構造として、やはり御提案でイメージとして示されているのが、複数省の共管で何か仕組みをつくるみたいなこともあるんじゃないかというお話でありまして、そこは現在の仕組みと大きな変更になるんです。

そこがありまして、そこは一人総務省だけの問題ではないということでありまして、法務省にもいろいろ御協力いただかなければならないこともあります。ですから、市町村のことは総務省がよく知っているではないかということで、急げという話もあるんですけども、そういう全体状況の中でのお話でありますので、今、安居先生おっしゃったような形は一つの選択ですし、いずれにしても、特定のところが遅らせている状況ではないということをお認めいただきたいと思います。

○安居主査 どうぞ。

○門山審議官 若干認識として疑問がありましたのが、安居先生の御趣旨は、総務省が法案を出すという意味でおっしゃっているんでしょうか。

○安居主査 必ずしもそういう意味ではありません。

○門山審議官 違いますね。全体の外国人登録法、入管法などの見直しを含めて、その際に必要となる法整備という御指摘でございますね。

○安居主査 そうです。

○門山審議官 わかりました。

○安居主査 それでは、よろしゅうございますでしょうか。これが本日の一番大きな問題だと思いますが、余りぐずぐずしてもしようがないと思いますので、是非できれば何とか 20 年通常国会というのを、今までの流れから言って是非お願いしたいしたいんですけれども、そこで切ってがたがたというのもまずいですから、遅れたとしても 20 年度中に法案提出ということで決めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「はい」と声あり）

○安居主査 ありがとうございます。

それでは、その次の（１）③、④、⑤、につきまして、一部法務省さんは既にお話いただいておりますが、ほかの省の皆さんで、これだけは言っておきたいというものがございましたらお話しいただければと思います。

内閣官房はもういいですね。

○荻野参事官 はい。

○安居主査 総務省さんは何かございますか。

○門山審議官 特に付け加えることはございません。

○安居主査 厚生労働省さんはいかがでしょう。

○岡崎部長 先ほど申し上げた点で、今の話を前提に文言だけ事務的に整理していただければ結構ではないかと思います。

○安居主査 わかりました。経済産業省さんはいかがですか。

○守本室長 非常に細かい話なので、これも恐らく事務局にお話させていただければいいのかもしれませんが、雇用状況報告の確認義務のところで、公正採用の観点、実は厚生労働省さんとうちと少し意見の違うところがあるんですけれども、これも語句の問題だとは思いますが、実際採用するときには国籍を聞くのは非常に難しいというのが事業者の現実でございまして、国際的にも採用するときに性別とか、結婚しているとか、国籍とかは聞かないという方向にある状況なので、その確認時期。

何が問題かという、採用するときに国籍を聞かないで、大体採用してから社会保険の関係などでだんだんわかってくると。恐らくそれを報告することになるんでしょうけれども、もしもその期間を過失犯として扱われると、事業者は大変困ったことになってしまうので、そういう点についてもまた、これはいずれ実態的には御配慮いただけることだとは思いますが、文言の上でも反映させていただければと思っています。

○安居主査 採用活動において、御指摘の国籍とか、年齢とか、いろんなことを聞かないということがベースになっておりますけれども、私は例えばアメリカなどを見ても、出入国管理においては非常に厳しく対応しているように思います。テロの問題もあるからでしょうけれども、そういうことなので、やはり外国人は外国人ですから、どこの国の人で、どういうビザを持って入っているんだというのは、きちっと知るべきだと思うんです。ですから、この点は是非御考慮いただきたいと思います。

場合によっては、これは今回の答申に入るか入らないかわかりませんが、私の意見ですけれども、例えば今、問題になっている派遣業ですとか請負業を外国人には適用しないということもあり得ると思うんです。これは、今そうしてほしいという意味ではないんですが、そこまで考えないと、やはり外国人が消えてしまったというとおかしいですけれども、どこで何をしているかというのをきちっと国としてつかむ必要があると思うんです。特に権利義務をその人に渡す場合に、実際に雇っている人は派遣業から来ますと途中で抜けてしまって、義務がそこにあるという格好のものが一部できているんです。

ですから、これは全部とは勿論いいませんが、その辺の仕組みは必要であると思いますので、是非御考慮いただければと思います。

それでは、今の（１）③、④、⑤、⑥でございしますが、これについて先ほどのお話で、

全体の法律がまとまれば、これで問題ないと思いますけれども、特に何かありますか。

やはり入ってきた外国人が日本にいる限りおいて情報漏れがないといいますか、どこかに行ってしまったというか、あるいは今、不法滞在が 15、16 万ということなので、それが入国者が増えていくと、ますますその問題が出てくるので、これは意見は一致していると思うんですけれども、何とか方策を御検討いただければと思います。

(1) ⑤在留資格の変更云々という事項で、これに対する厚生労働省さんの御意見があるわけですが、これは 18 年度検討・結論というのが、もともと今年の中間答申で両論の併記なく合意されたことなんです。これはちょっと 1 年ずれているという気がします。ですから、19 年度措置ということで、これは是非お願いしたいと思います。

○岡崎部長 ここはうちが所管ではないので、ほかの所管のところで全体が回るのであれば、差し支えありません。

○安居主査 わかりました。これはせっかく今年の 7 月に合意されているものですから、是非 19 年度中措置ということで御了解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。これはむしろ法務省さんかもしれませんね。

○齊藤審議官 この問題につきまして、基の文書の最後の部分のところなんですけど、私どもの方で出させていただいている 3 ページに記載があると思うんですけれども、中の文章を読みますと、(1) の「①外国人の在留に係る情報の相互照会・提供」ということで、我が国における外国人の権利の保護及び義務の履行に係る情報を、効果的かつ効率的に収集する方法の在り方に絡めて措置すべきであるという御指摘を賜っております。

そうすると、先ほど申し上げましたように、相互照会とか提供の関係の検討が 20 年度中に法案を出させていただくということになりますと、それと絡めてということになりますと、そちらの①の施行までに検討、結論という形になるのが合理的なのかなと思っている次第でございます。

○安居主査 ガイドラインというのは、どうですか。

○齊藤審議官 相互照会とか提供とか絡まず、単に更新許可のガイドラインだけという話であれば、まだ検討する余地はあると思います。

○安居主査 これは全体のものに絡むと、今おっしゃるとおりだと思うんですけれども、できたらこれは早くしていただいて、必要があればもう一遍変えればいいと思うんです。

○齊藤審議官 御案内のように、永住特別許可とか、在留特別許可とか、いろいろガイドラインを順次出させていただいておりますので、これだけ独立的に、ほかの制度と相互照会を絡めてということではなくて、独自に出せと、また必要があれば変えていけばいいという御指摘であれば、19 年度というかできるだけ早い時期にやらせていただきたいと思います。

○井口専門委員 よろしいですか。

○安居主査 どうぞ。

○井口専門委員 (1) ⑤は入管法の 20 条と 21 条の辺りの問題なんですけれども、ガイ

ドラインをつくっても、結局社会保険の加入とか税金の納付状況とか、恐らくシステムができていないとしますと、全部紙でやらなければいけなくて、外国人本人がガイドラインに沿って山のように書類を提出しないと許可が出ないという形に一時的にはなるのかもしれないと思うんです。

ただ、最終的に答申案自体の考え方は、やはり行政というのは効率的でなければいけないし、同じ基準で公平に評価しなければいけないんだから、最終的には大量な書類を提出しないと物事が動かなくなるということになると、かえってマイナスになってしまうわけです。

ですから、ガイドラインをおつくりになっても、本格的に施行するということになってくると、やはりこの後の全体のシステムがちゃんとできるということが前提になってきますので、その点は是非御考慮いただきたいと思います。

それから、厚生労働省さんの方の雇用状況報告の内容拡充、義務化のところなんですが、4ページのところに削除の御要求がありまして、なお書きなんですが、雇用状況報告の報告先のことが書いてあるんですけれども、その後の「また」のところで、収集した情報は、出入国管理行政における効果的な在留管理の実施の後ですが、地方公共団体における外国人住民の就労場所の把握や社会保険の加入の徹底につなげるようにというところで、これも先ほど内閣官房に御質問申し上げた点が厚生労働省さんに伝わっていないんだと思います。やはり市町村も特定の外国人が窓口に来た場合に、この人を国民健康保険に入れた方がいいのか、政府管掌健康保険に入っているべきなのかを判断する必要があるにもかかわらず、一体どこで働いているのかというのが、実はよくわからない。働いているのか、働いていないのか、あるいは組合の健康保険に入れたらいいのか、国民健康保険に入れたらいいのか、それもよくわからないという状況になったときに、従来ですと、外国人登録制度の中で就労場所という登録があるんですけれども、これはもうほとんど信用できないという際に、やはり外国人雇用状況報告で出てきたデータを、必要なときにアクセスしてチェックできるということもやはり必要になってくると思うんです。そういう観点からここに書かせていただいておりますので、全体のシステムのイメージを持っていただければ、ここは削除する必要は現時点で本来はないんだろうと思っています。現時点で御理解いただけないということであれば、もうやむを得ないと思っておりますが、一応その点申し上げておきたいと思います。

○安居主査 若干問題もあるんですけれども、とりあえずは今のシステムでできるだけシンプルにさせていただくと、そのシンプルにするためにガイドラインということだと思っておりますので、できるところからやっていただくようお願いしたいと思います。

それでは、一応この第1部、時間を超過してしまい申し訳ございませんが、終わらせていただきます。

(内閣官房、総務省、法務省登録管理官、厚生労働省職業安定局退室)

(厚生労働省職業能力開発局関係者入室)

○安居主査 それでは、第2部に入りまして、答申案の「(2) 外国人研修・技能実習制度に係る法令の整備」について議論させていただきたいと思います。

法務省、厚生労働省、経済産業省の皆様におかれましては、引き続いて申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

最初に、事務局をとおして御提出いただきました修正意見につきまして、ポイントだけ御説明いただければと思います。

厚生労働省の方が今回、部局が代わられましたので申し上げますと、本日の会合は議事録を後日公開しますのでよろしくお願いいたします。それでは、法務省さんから、お願いします。

○齊藤審議官 法務省の審議官の齊藤でございます。

この問題につきましては、お手元の法務省の意見の4ページ以降に資料がございます。

(2) ①、②、③について意見を出させていただいております。

外国人の研修・技能実習制度につきまして、現在、一応定着したというふうな認識が大方にあるんだろうと思います。私どもそういうふうに認識しているわけですが、「② 技能実習生に対する在留資格の創設」「① 実務研修中の法的保護の在り方」、いずれも重要な問題でございまして、私どもも取り組まなければいけない問題であると理解しております。

ただ、現行の制度に対して大幅に改変を加えるものであるということで、厚労省さんも経産省さんも研究会を立ち上げておられまして、私どもも内々に検討を進めているところでございます。

そういうことで、多方面、多角的な検討が必要だろうということで、②につきましては、これもまた恐縮なんです、20年度中に関係法案提出ということにさせていただきたいと思っております。

また、①につきましては、法案提出となっておりますが、これはどのような法形式で行うか、まだ決定しておりませんので、②の施行までに措置という形で改めていただければというふうに思っております。

③につきましては、これは政省令等へと関係規定を格上げして、その中では新規受入れの停止など、不利益処分を行うことができるようにすべきであると書いてございます。既に御案内のように、現在でも新規受入れの停止、不正行為があれば、新規受入れの停止という措置を取っておりますので、これは当然やっておりますので、あえて書いていただかなくてもいいのかなということでございます。

以上でございます。

○安居主査 ありがとうございます。

○藤枝室長 厚生労働省でございます。資料5の8ページ以降でございますが、前回10月のワーキンググループでも御説明いたしましたように、今、厚生労働省で研究会を設置して具体的な議論をしていただいております。

①の部分につきましては、やはりなかなか具体的な措置の例示というのが、今の段階では難しいということですが、例えばとして「研修としての性格をより一層担保する等法的保護を図るための整理を進めるべきである」というふうにしております。

それから、時期につきましては、これも法務省さんと同様でございますが、仮に18年度中に政府内の結論を得たとしても、その後、正直に申し上げて自民党等との折衝とか、法制的な整備、法制局との議論とか、いろいろございますから、なかなか20年通常国会法案提出というのは、お約束できないのかなという感触でございます。

9ページ、10ページは同じく時期の問題だけ修正意見を出させていただいております。

以上でございます。

○立岡審議官　引き続きまして、経済産業省でございますけれども、私どもは（２）の部分では、①の法的保護の在り方の部分、それから③の次に④として「高度技能実習制度の導入」ということを盛り込んでいただきたいと、2つお出しをしております。

1点目の法的保護のところは、今、厚生労働省さんからお話があったのと同趣旨でございまして、いろんなやり方があろうと思っております、事業主に研修の趣旨を徹底させるとか、あるいは研修手当の目安を決めるという措置もありますので、したがって、この書きぶりとしては、基準法令の適用を準拠した取扱いということに限らず、もう少し幅広く書いていただければというお願いをしている次第でございます。

もう一点は、この報告の中に盛り込んでいただけておりませんが、私どもとして高度技能実習制度の導入ということを、是非位置づけていただければというふうに思っている次第でございます。

特に、昨今技術の進展が早いということで、なかなか3年だけでは習得困難な技術があるということ、あるいは外国人の実習生から見ても期間を伸ばしてほしいという場合がございますので、そういったことを踏まえつつ、また、政府の中でも御案内のとおり、副大臣会議におきまして、こういった高度技能実習制度の導入について検討するようという指摘もなされております。

先ほど来、御紹介がございましたように、私どもの方でも研究会をつくって、今、規律を高めていくということと、それからニーズに応じていくという両面からどうしていくべきかという検討を進めておりますので、こういったことを踏まえていただいて、高度技能実習制度の導入について、何がしかの形でこの答申案に盛り込んでいただけないかと思っているところでございます。

以上でございます。

○安居主査　どうもありがとうございます。

今の経済産業省の最後のお話は、別途議論させていただくとして、今の御説明との絡みでいうと、何かございますか。

○井口専門委員　それでは、数点だけに絞って御質問させていただきたいと思います。

まず、厚生労働省さんの実務研修中の法的保護の在り方の方の文章と、法務省さんの同

じ部分の文章の内容がどうしてもずれているわけです。どこがずれているかというと、労働基準関係法令に準拠した取扱いというのが残っているかどうかという点が一つのポイントなわけです。

私は今、研修制度というのは、ものすごい勢いで入国者も増えておりますし、余り悠長に構えていただきたくないというのが、まず一つございます。

実は、先週 A S E A N プラス 3 の人の移動についての専門家会合がクアラルンプールで行われていまして、私も出席したんですけれども、特に A S E A N 地域の国々はフィリピンや、あるいはインドネシアなどのいろんな影響もあると思うんですけれども、労働法による保護ということについて、非常にびりびりしているところがある。日本については、労働基準法などの適用できない研修生であるとか、「興行」資格を得たエンターテイナーとか、そういう方々はいつでも問題になっているわけです。

そういう中で、基本的にはやはりどういう形にするかは別として、労働基準法令に準拠した扱いにしていくという方向ぐらひは出していただけないのかというのは、正直言って、そのぐらひのことは書いていただいても、決して方向に誤りはないというふうに思われるんですけれども、なぜそこまで検討していないからといって削除なさるのか。

私どもから言いますと、本来、今年度中に結論を出していただくべき内容が、検討が始まったのが、やや遅過ぎるという印象も持っておりましたものですから、それに加えてこういうふうに内容が後退してしまいますと、一体何のために議論してきたんだということになりかねないんです。

そういう意味では、厚生労働省さんと法務省さんでしっかりお話し合いをいただくことが当然ですけれども、厚生労働省さんには、基本的な方向は、やはり書いていただくということで御検討いただけないでしょうか。まず、そのことをお伺いしたいと思います。

○草野審議官 まず、質問ですが、ここに労働基準関係法令に準拠した取扱いというのはどういう趣旨ですか。例えば雇用関係にすれば、準拠というか、労働基準関係法の適用ですね。準拠とおっしゃっている意味がよくわからないところがあるんですが。

○井口専門委員 現時点で研修生に労働者のステータスを完全に与えるかどうかかわかっておりませんで、現時点では労働基準法上の労働者ではないということで、こういう形に書かせていただいているだけでして、準拠と書くとおかしいというのであれば、ほかの適当な表現でも結構です。

例えば研修生を労働者として認知するですとか、あるいは研修生に労働基準法に準拠した地位を与えるとか、そういうふうに書いていただいても勿論構いません。

要するに、全体のことをできるだけ簡潔に書いているにすぎませんので、趣旨さえ合えば、私どもとして特に表現にはこだわらないのですが、いかがでしょうか。

○草野審議官 我々も当然 18 年度中に結論というのがわかっているんで、研究会でも今年度中に、できるだけ急ぎますが、結論を出すつもりでおります。今のところの議論は研究会の中でもはっきり方向が定まっているわけではなくて、いろんなタイプを議論している

状況です。

例えば研修ですと、いわゆる企業単独型の研修というのがございます。そこでの実務研修というのがありますが、これはそれほど問題が起こっているわけではありません。

片や、団体監理型の1年の研修、切り離された研修というのもありますし、研修があった上で実習とつないでいくものもあるわけです。

ですから、例えば研修から実習に行くところは、実務研修と実習というのはかなり似たような意識になってしまっているというのがありますし、そういう3タイプについてどう考えていくべきかというのを、今、議論していただいているところであり、これを全部一律に扱うか、また個別に扱うとか、いろんな議論が出ております。

ですから、今の段階で恐縮ですが、方向を定めるということをちょっと控えさせていただいております。

ただ、この書き方として「研修としての性格をより一層担保する等」の「等」のところでは、ある意味では労働ということも考えているので、例として出しているのにすぎないので、ここで方向づけを言っているわけではないし、後退したとおっしゃるようなことはあるわけではございません。

ですから、そこはできるだけ労働者保護という視点から、いろいろなタイプについて見て、どういう形がベストかというのを議論していくつもりです。現在、そういう状況でございますので、今、結論ということは、できれば控えさせていただきたいという状況でございます。

○安居主査 全体の書き方として、今の労働基準法を書くか書かないかというよりは、私が一番気にしているのは、研修だから実費相当分の手当さえ支給すればよいという、今の考え方なんです。それをいいことにして、受入れ機関は5〜6万しか金は払わない。それが非常に大きな問題だと思うんですね。

我々が日本人を雇うときは、勿論最初はみんな研修をするわけですが、現実には労働者として取り扱って給与を払っているわけです。ですから、やはりそのステータスは何とか変えてほしいというのが、私の気持ちなので、表現は余りこだわりませんが、そこはひとつ是非お願いしたいと思います。

○草野審議官 今おっしゃったのは、実務研修中の手当ということで考えてもよろしいですか。

○安居主査 いや、非実務研修も含めてだと思っています。

○草野審議官 私ども座学だけのところは余り念頭に置いていないのですけれども、実務研修中の扱いについては、先生方と気持ちとしては同じつもりでおります。ただ、具体的にどういうケースにどう当てはめるか、特に労務管理体制ができているか、できていないかによって違って来るわけですね。

だから、企業単独型のような労務管理がしっかりしているようなところは研修としての性格をしっかり担保してもらうという方法もあるかもしれませんし、そういった点は労働

者保護を考えつつも、現実的な対応という道もあるかなということで、最終的にはまだ研究会に御参加の先生方に御議論していただかないと、方向づけができない状況であるものですから、その点は気持ちが同じでありつつも、もう少し待っていただきたいというのが正直なところですよ。

○安居主査　ですから、研修の制度そのものを変えるということになると、若干時間がかかるというのは私も理解しています。

○草野審議官　研修が単独1年だけのところと、研修・技能実習とくっついている場合は、ちょっと違うという見方もあり得ると思います。

○安居主査　ただ、やはり現実には、例えば外国から来て研修している人たちも極端に言うところ、現実には、みんな妻、子どもがいる人が相当部分おられるわけです。ですから、やはり研修だから手当で、今、7万だったか、6万だったか、何かそういう運用がされているようでは、我々国としてはやはり厳しいと思うんです。

ですから、せっかく国として用意した制度であるのなら、やはり適正な処遇ということは考えないといけないし、受入れ機関である企業に求められるべきだと思うんです。

今、1年目が研修だからということにずっと引っ張られて、技能実習に移行しても、いわゆる低賃金労働みたいな話になっているような側面もあると思ってまして、これは非常にまずいと思いますので、その適正化を目指しているということでございますので、表現は後で事務局と御検討いただければと思いますけれども、労働基準法ということを書くと、今の給料というか、手当の問題が比較的分かりやすいと考えてそういう書き方をしたわけです。それがまずければ、そこはどういう書き方をするか、是非ひとつ御検討いただければと思います。

できれば、とにかく少しでも早くこういう問題を進めておくべきで、制度全体を変えるときは別の観点もあると思いますけれども、是非、本件については具体的な対応をお願いとして申し上げておきます。

○草野審議官　どこまで書けるか、事務的に御相談させていただきます。

○安居主査　お願いします。

それから、措置時期なんですけど、これも何とか20年通常国会ということで考えていて、第一部と同じになりますね。

○井口専門委員　先ほどの在留管理の問題で、期限が予想より1年遅れてしまったというので、私はショックを受けました。

ですから、こちらの件については、はっきり申し上げまして研修生の流入がすごく早いですし、トラブルもすごく増えているのに、そんな悠長なことを言っていて大丈夫だろうかという気もいたします。特に法的保護の在り方の部分についてはですね。第1部の在留管理の件と横並びでいいという理由は余りない。逆に横並びにしなければいけない理由はあるのか、その辺りをよくお伺いしなければいけないだろうと思います。

勿論、とにかく期限だけは切っていて、その範囲内で早目にやってくだされれば、最終的

にはそれでも構いませんが。

○安居主査 これは法律改正が要らない事項もあるんですね。

○井口専門委員 そうです。

○安居主査 だとすれば早くできるという気もしますね。

○井口専門委員 そこら辺は、やはり行政としての判断があたりだと思うんです。規制改革会議から言われたからどうこうという問題ではなくて、この問題を放置しておいて大丈夫なのかということです。そこをよく真剣に考えていただいた上で、もう一回御回答いただいた方がいいかなと思います。

(2) ②の技能実習生向けの在留資格の整備は、それほど連動しないかもしれないですけども、①の法的保護の部分というのは、いずれにしても緊急を要する部分があると思いますので、そこら辺をまた法務省さんと厚生労働省とでよく検討いただけないかと思います。

○安居主査 分けて考えなければいけないと思いますね。

○草野審議官 厚生労働省が早く図らなければいかぬというのもおっしゃるとおりなので、ただ、先ほど申し上げたようないろんな事情から本当に大丈夫かなという懸念があるというだけです。

○藤枝室長 少し補足しますと、19年度以降措置というふうに私どもが書いたのも、スピード感を持たなければいけないという意識は持っているんですけども、20年法案提出と限定的に書かれると、実際の調整の段階でどうなるかというのもございますので、スピード感を持たなければいけないという気持ちは持っていますので、19年度以降措置ということで提出させていただいております。

○安居主査 19年度中、でどうでしょうか。何か際限なく検討が続く印象は、できたら避けたいんです。できましたら、19年度措置ということにさせていただいて、それで、この次の部の(8)、実は④の経済産業省さんのお話との絡みも出てくるんですが、これは我々の思いもあってで書いているわけですが、専門的・技術的分野の労働者と、研修・技能実習生と、留学生・就学生の資格外活動と並べてみると、この真ん中に相当する研修生が就労と認められていないんです。単純労働者の受入れまで検討していただきたいわけではないんですが、現行の政府方針で我が国は持ちこたえられるのかなという心配をされていて、やはり受入れ範囲の拡大について検討すべきではないでしょうかという思いをお話ししております。ただ、ステップとして第1段階は在留管理の体制をしっかりと構築することが必要だと。第2段階として受入れ方法の在り方についてきちんと検討して、3段階目に実際の運用としてトータルでどこから何人受け入れるのかという問題があるので、これは恐らく内閣として閣議決定なりしていただかないといけないように思っているんですが、2番目の話について、今回できれば結論を出させていただきたかったんですが、なかなか難しいという御意見を御提出いただいております。

そんなわけで、経済産業省さんからいただいた④ですが、研修・技能実習生の在留期間

の上限を3年から5年にという、今度は家族の問題が引っかかってくる可能性があるんです。人道的に見てどうか、といったことですね。ですから、やはり3年で帰っていただく必要があって、それで次は別の枠組を用意する必要があると思うんです。現在の制度は1回日本に来たら、再入国してはいけないという制度なので、そこは変えていかないといけませんけれども、もう3年また別の資格で入国できるとか、あるいは非常に優秀な人については、例えば日本語能力試験の2級を取るとか、高等学校を出ているとか、実習を3年していれば、そういう資格を得ているケースはあると思うんですが、そういうような形で在留資格を整備して受け入れられないかなということ、ここ数年の思いとしているんです。

今、申し上げたような意味で、来年も続けてディスカッションをさせていただくということで御了解いただければと思うんですが、どうでしょうか。

○立岡審議官 全体をどう考えるかという構図はお話のとおりだと思いますが、他方、今、行われております技能実習制度というものを、虚心坦懐に評価をした場合、先ほど申し上げたように、いろいろ企業側のニーズとの乖離とか、あるいは実際に技能を習得しに来ている向こう側の人のニーズとの乖離ということが起こっているわけでございまして、私もそういう意味では、全体の議論は全体の議論としながらも、今ある技能実習制度をさまざまな方面からのニーズに応じて、どうやって直していくかという議論だと思っています。

そういった意味で、先ほど来申し上げたように、ある種規律といいますか、いろいろ批判がされているところについての対応をしっかりやっていく、研修生のいろんな人道的な問題、待遇の問題あるいはいろんな資質の問題についてもしっかり規律を持って対応していくということを他方でやりながら、ただし、せっきく3年間やって、もう少しやればもうワンランクアップした技術が習得できて、それが更に企業にとってのプラスになる、Win-Winの関係になるという事態について、もう少し柔軟に対応できるようにしていく。つまり、規律を高めるという面とニーズに応じていくという両面から、今ある制度どう直していくかということは、今、先生から御指摘がありました全体の構図は構図とした上で、なお、この分野においても検討すべき課題であると思っています。

逆に申しますと、ここをこう触れたからといって、別に全体の議論がどうこうということでは必ずしもないのではないかというふうに思っているわけでございますから、ややしつこいと思われるかもしれませんが、若干ここについてこだわっているという次第でございます。

○安居主査 ほかの省の御意見はいかがでしょうか。

○草野審議官 ここについては、そういうニーズが諸外国に本当にあるかどうか。3年というのは、かなり長い実習ですから、それが4年、5年になる、一時離れても、そういう実習というのは、本当にあるのかという気がいたすわけでございます。

ただ、ニーズが仮にあるとしても、いろんなやり方是有り得るだろうし、同じ人が2回

目に来た場合には、やはり定着という問題、今、おっしゃられたような家族呼び寄せの問題などもあるわけで、慎重に検討していく必要があるなと考えています。

やはり、全体を見直す中で、最近の実習だけの話ではないので、いろんな問題があるわけです。それはブローカー的な者が介在しているような問題でありますとか、それから低技能分野では、そもそも日本では低技能、低労働条件ということで、果たしてそういうものを産業の高度化を進める中で放置していいのか。根本的に低労働条件というのは、やはり日本人が来ないような条件でやらざるを得ないという産業の在り方にも関わるわけで、そういうこと全体を議論しないと、このところだけ議論するというのはちょっと偏っているかなと、全体の議論の中でこういうものをどう扱うかというのは当然議論するわけですが、そういうふうに思っています。

○安居主査 法務省さんは、どうでしょうか。

○齊藤審議官 私どもも厚生労働省さんと同様の考えでございまして、今の研修・技能実習制度はいろいろ問題があることも間違いございませんで、いろんな角度から、多方面から相当検討する必要がある。

そういう全体の中で、こういう考え方も派生的に検討の対象にはなると思いますが、今これを特別に書くというのは、少し早いのかなと、どうかなと思っております。

○安居主査 答申に記載して合意するのはちょっとしんどいなという感じがするので、今のお話もございますしね。ですから、問題意識の方へ入れましょうか。要するに、こういうことを検討してほしいというのも出てきているということ。

○藤枝室長 議論はあり得ると思っているんですけども、プロセスの問題として、夏以降ワーキンググループの場で、そういう議論は全くしていないと承知しているんです。それを問題意識に書かれるのはどうかなという認識でございます。今後議論するのは当然ありだと思いますが。

○草野審議官 ですから、このことについては、我々としてもいろいろ意見がございますので、仮に書くとしても意見を聞いていただかないことには話にならないと思います。

○安居主査 それでは、これはちょっと申し訳ないけれども、来期に持ち越しで、きちんとそこへ書くということで御了解いただけませんか。要するに、今回の答申ではなくてです。確かに議論はしていないんです。そう言われると、私も弱いので。

○守本室長 我々自身も結論を出しているわけでもなくて、勉強中でございますので、確かにおっしゃるとおり、この答申そのものに書くということまでお願いできるかという、そこは難しいかもしれないという認識はございます。

一方で、全く議論をしていないかと言われると、確かに議論としては取り上げられなかったかもしれませんが、実際に主査以下の皆様がおられる場で、一度問題提起をされて、我々も話をさせていただいたという経緯もございますし、ここで、例えばこれをやるべきというお話をするというのは難しい、それはよくわかっておりますが、確かにおっしゃられたように、問題意識の中で、そういうものも検討の対象であるというように書いていた

できれば、我々の方も一生懸命またしたいと思います。

これは、必ずしも使いやすいというか、産業界のニーズだけの話でもないと思っておりますし、そういうワンステップをつくることで、要するにしっかりやった人だけがそういう形で更にメリットを受けるという規律の方にも関わってくると思っておりますし、そういう全体の中で、また考えさせていただきたいと思っております。

○安居主査 私が思っているのは、研修制度そのものをこうやっていろいろ検討していただいて適正化する。そのあとで、1回研修に来たら、あとはもう来られないというシステムの再検討はすべきだと思うんです。せっかく3年来て、勉強して日本語がうまくなった人が、送出し国に帰って、日本で身につけた知識や技術を教える立場で頑張っていたきたいということなんでしょうけれども、現実には極端に言うと、帰国しても教える相手がおられませんとか、いろんなことがあり得るわけで、そうすると、むしろ再入国して働くことが、送出し国及び受入れ国双方の利益になるという話もあり得ると思うので、その辺を御検討いただくということだと思うんです。

○田村課長 再技能実習というのは実際にはないんですけれども、研修だけに限りますと、より高度な技能、技術を日本で再度研修をしたいというケースについては、再技能実習はないんですけれども、研修だけは現在でも認めています。

○安居主査 それは半年とか1年でしょ。

○田村課長 そうです。期間的にはそのぐらいになります。ですので、技能実習がどうかというのは、また別の観点からの検討になるのかと思います。

○井口専門委員 よろしいですか。

○安居主査 どうぞ。

○井口専門委員 この次のセクションのところで、現在、専門的、技術的分野と評価されていない分野の外国人労働者の受入れの問題がありますね。実は、その部分が答申に残るかどうかということを、これから議論していただくことになっていて、どうしても残らないとすると、それは今後の課題であるとして別の第2章に書かなければいけない。そこに記載した例示なんですけれども、高卒以上で日本語検定2級とか、あるいは3年以上の実務経験というところに研修、技能実習の修了者も対象になり得るということで、ちょっと入ってきているんです。

ですから、将来の専門的、技術的分野と評価されない分野の受入れの中に、技能実習修了者の活用問題が含まれているので、そのことはどんなことがあっても今後の課題として別の章の中には書かせていただかなければいけないと思いますけれども、再技能実習であるとか、余り個別にスペシフィックな話を前面に出すのは、私どもの議論の流れとは違いかもしいないと思っています。

○安居主査 そういう問題も含めてということでもいいですね。御了解いただけますか。

○立岡審議官 したがって、スペシフィックな措置を何かここに書くということについては、皆さん、まだそこまで成熟していないという御指摘のようで、そこは理解をした

上で、ただ、他方で何がしかの検討課題があるということも多分異論がないところだと思いますので、そういったことの観点で、何がしか位置づけていただければと思います。

○安居主査 わかりました。それから措置時期ですけれども、これは何とか 20 年通常国会というのは、もう一遍考えられませんか。ちょっと無理な話ですか。法務省さんはいかがお考えですか。

○齊藤審議官 やはり研修・技能実習制度は、先ほどから申し上げておりますが、一応定着した形になっているんですが、やはり多くの御指摘のように、非常に多くの問題があるということで、相当いろいろ多方面から深く検討する必要があるなと思っております。それには、やはりそれなりの時間が要るのかなと思っている次第です。

○安居主査 (1) の措置を、21 年とすることで了承しておりますので、(2) は 20 年でやっていただけませんか、ねだっているような話になってしまいますが。

○齊藤審議官 通常国会ということでございますか。

○安居主査 はい。

○齊藤審議官 この研修・技能実習制度なんですが、どういうふうな形に改まっていくのか、今の研修・技能実習の枠組みのままで、ずっと進んでいくのかどうか、恐らく各省庁いろいろ検討されていると思うんです。

今のままの形で、例えば在留資格をつくるということであれば、それはそれでそれなりの方法はあるのかもしれませんが、更にもっと深く検討する必要というか、余地があるんじゃないか。まだ、具体的には申し上げられませんが、我々も内部でいろいろ検討しているんです。

そういうことを考えますと、今しばしお時間をいただけたらと思っている次第でございます。

○安居主査 この問題は 2 つあると思うんです。1 つは、現在の法律を基本にして、ただ不具合がいろいろ出てきているから、早いところ、それを変えなければいけない。これは今の 19 年度措置ということだと思うんです。

例えばの話ですが、1 回実習で来て、あと日本へ来てはいかぬというようなのは、ちょっと変えないと、具合が悪い面もあるのではないかと、その程度のことを私の頭に置いているんです。

研修制度を抜本から変えると言っても、研修ということを残す限りは、そんなに変えられるわけがないので、むしろ私どもが提案している、在留資格を別途整備して受け入れるということではないかと思うんです。

だから、最小限の変更で済むんじゃないかと思うんです。最小限というと、ちょっとおかしいですが、例えば先ほどから話が出ている研修生だから手当をというようなことではなくて、もう少しきちんと最初から研修であっても労働者的に取り扱うとか、そういう話だと思うんです。

○齊藤審議官 先生のおっしゃることはよくわかるんですが、今、内部でもいろいろ検討

を進めておりまして、手直しの方法とか、一番右から一番左まで、いろんな深さとかがあると思うんです。今、その辺りをうちも内部でいろいろ議論しておりまして、その議論の行く末がまだ見極められないものですから、今、どうかなと思っている次第なんです。

○井口専門委員 基本的には、やはり目の前の入国の増加や不法事案の増加に対して、やはり法制面からも保護をしていかなければいかぬという流れのところは、やはり優先的に考えていただきたいと思いますので、その点だけは御検討いただいて、また御回答いただくということでどうでしょうか。今、ここで一旦各省にお持ち帰りいただいてからでもいいかと思います。

○安居主査 期限はここで決めておいた方がいいでしょう。後で事務局同士では決められない事項だと思います。

○草野審議官 それから、私どもの研究会では、かなり在り方全体を幅広く検討しているものですから、ここでお書きになった事項だけではなく、そういう需給調整の在り方とかも含めて議論しております。それから、労働力として扱っている面があるので、それをどう考えるかなど、いろんな問題が出てくる可能性はあるわけです。

そうしますと、そのことも含めて一体的にやるとなるとかなり調整を要するという可能性もあるので、我々はそこのところを気にして書いております。

ですから、法律事項はある程度切り離せるかもしれません。措置事項で申しますと、いろいろ多岐にわたってくる可能性があって、まだ、そこも我々としては読み切れていないので。「最低限」というのは、その法律のところだけでございますか。

○安居主査 できたら、ここは御理解いただいて、20年の通常国会で、御了解いただけませんか。（1）の在留監理よりは幾分容易だと思うんですがね。

○齊藤審議官 ちょっと帰らせていただいて検討させていただければと思います。

○安居主査 わかりました。それでは、これはそういうことにさせていただきます。

それでは、今の2部につきましては、ここで終わらせていただきます。時間が超過して申し訳ありませんでした。どうもありがとうございました。

（厚生労働省職業能力開発局関係者退室）

（厚生労働省職業安定局及び社会・援護局関係者入室）

○安居主査 それでは、時間も押していますので、第3部と第4部と一緒に議論させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（3）、（4）について、特段こういう点は修正を要するというような意見がございましたら、お伺いしたいと思いますが、まずは法務省さん、いかがでございませうか。

○齊藤審議官 まず「（3）『技術』、『人文知識・国際業務』の運用の明確化」の問題でございませうが、逐次実施にさせていただきたいということと、通達ではなく、これは基準省令できちっとやるべき問題であるという意見を出させていただいております。

資格の相互認証の問題になると思いますが、この問題は19年度に検討、結論といったような形で、包括的に定められるものではなくて、資格ごとに検討されるべきものであろう

と。そもそもそのような資格を網羅的に把握することも困難ですし、どの分野の資格に外国人受入れのニーズがあるかも不明ですので、順次そのニーズに応じて、期限を切らず、個別に逐次実施させていただきたいということで、こういう意見を出させていただきました。

「（４）外国人介護福祉士の就労制限の緩和」の問題でございますが、これは 19 年度検討ということと、若干の文章を入れさせていただいたりしております。この問題はいろいろ議論があると思うんですが、介護福祉士の受入れにつきましては、その必要性等も含めまして、今の日比の E P A の協定に基づく受入れの状況なども見極める必要がある。それと別に外国人介護福祉士の受入れのルートをつくるのかどうかということについては、やはり日比の E P A の結果も見極める必要があるのではないかなと考えているわけでございます。

（８）もでございますか。

○安居主査 はい。

○齊藤審議官 「（８）現在は専門的・技術的分野とは評価されていない分野における外国人労働者の受入れ」の問題は、現在の制度の根幹に関わるものでございまして、更に政府全体として慎重に検討すべき問題であるということですので、19 年度に結論というのは、若干早いのかなということで、このような意見を出させていただきました。

以上でございます。

○安居主査 次に厚生労働省さん、お願いします。

○岡崎部長 場所は大体同じようなところでございますが、まず「（３）『技術』、『人文知識・国際業務』の運用の明確化」の部分ですが、明確化という命題自体はいいんですけれども、私どもは国家資格、特に名称独占資格のようなものを受入れの基準にすること自体について、どうも違和感があるというのが基本であります。

ここに書いてありますような情報処理技術者などは、技術の業務の 1 つのメルクマールとして、一定の資格を持ったものを対象にしているというのはあるんだろうと思いますけれども、ほかのものについても、やはり業務を前提にして、どういう業務であれば、我が国の産業、国民生活の観点からいいかどうかということが見られるべきですし、そういう中で国家資格も 1 つの基準になるとしても、それは入ってくる方向が逆から行っているのではないかという気がします。ですから、そこは、資格があればというような発想から入っていくこと自体について、私どもは賛成し難いというのが基本であります。

「（４）外国人介護福祉士の就労制限の緩和」の関係につきましては、基本的に全面削除でお願いしたいということでございますが、介護分野の労働力をどうするかというのは私どもの所管でありまして、真剣に考えておりますが、私どもとしては、基本的に日本人労働力で対応可能な方向で持っていきたいと思っているというのが、今の基本的な考え方でございます。

法務省さんからも言及がありましたが、そうは言いつつも、E P A 協定のいろんな議論

の中で、フィリピン、大筋合意しているインドネシア等々の事例はありますけれども、それは全体の考え方を変えない範囲内ということで整理してきたつもりでありますし、現にEPA協定の国会承認の際にも、そういう趣旨で総理も言ったと思いますし、うちの大臣もそういう整理でお答えしている状況でありますので、現時点において、外国人介護福祉士の就労制限の緩和ということ自体、私どもとしては、受け入れ難い。これは非常に強い立場でございますので、是非御理解をいただければと思っております。

(6) (7) は細かい話ですから、抜かします。

「(8) 現在は専門的・技術的分野とは評価されていない分野における外国人労働者の受入れ」の部分でありますけれども、私どもも固定的に現在の専門的・技術的分野が必ずそれでなければいかぬと思っているわけではありませんけれども、やはりここは慎重に、それぞれのものとして考えるべきだと考えております。

特に、例えばということで書いてありますような高卒程度でいいとか、そういうものになれば、これは完全に現場労働力ということになりますので、専門的・技術的分野の今の考え方を全く変える話だろうと思いますが、これはとても受け入れ難いというか、これは恐らく我が国を移民型国家にしまうかどうかというようなところにも関わるような議論ですので、こういうようなコンセプトで検討するというのは、なかなか踏み切れる話ではないのではないかと。今の専門的・技術的分野のコンセプトの範囲内で検討するというのであれば、当然だと思いますが、完全にコンセプトを変えるような検討というのを、今、打ち出すというのは、私どもとしては、なかなか受け入れ難いというか、非常に困難ではないかと思っているところでございます。

○井口専門委員 よろしいですか。

○安居主査 どうぞ。

○井口専門委員 済みません。それでは、3つほど御質問を申しげたいと思います。

まず「(3) 『技術』、『人文知識・国際業務』の運用の明確化」の部分でございますけれども、これにつきましては、現実にはどのように運用されているかということについては、既にヒアリングをさせていただいております。7月13日の当会議で、入国管理局長に来ていただいております、日本の大学を卒業していることが前提でございますけれども、社会福祉士については許可し得ると明言をいただいておりますのと、それから、介護福祉士については、厚生労働省さんの御意見もあって、認めていないと聞いております。

まさに日本で大卒の方がどういう資格だったら、例えば学士の資格を取っておられる方が、更に国家資格を取得した場合、具体的にどの資格であれば就労して差し支えないのかということを示すことこそ大事であって、この事項によって現実が大きく変更されるという性質のものでないということを、まずは御理解いただかなければいけないのではないかと思います。何かこの部分で、範囲の拡大を一生懸命やろうとしているんだという御理解になるよりも、現実にはちゃんと入って働けるところは、どういう分野だったら、外国人の大卒の方が働けるのかということを示すことこそ大事なのでありますか

ら、私は厚生労働省さんが何でこのところに、そんなにびりびりなさるのがよくわからない。それは、もしかしたら、誤解なのではないか。何でもかんでもここでいろんな資格について追加をしたいと考えているというよりは、むしろ、現状をしっかりとバインドしていただくといえますか、認知していただくことこそ大事であろうと思います。

そういう意味で（３）の部分全部削除というのは、全く筋が通らないので、はっきり言って透明化することが大事だというのは、入国管理局もお認めになっていると思います。その点は、後でお答えいただきたいと思います。

介護のこともあるんですけども、もう余り時間がないので、次に（８）でございますが、現在は専門的・技術的分野とは評価されていない分野の問題について、厚生労働省さんの方からいろいろ御指摘があるんですけども、関係省庁の皆様は、例えば第３次出入国管理計画にも第９次雇用対策基本計画にも、いろんなところで整備や見直しを進めると書いていらっしゃる、いわゆる骨太方針 2006 にも出ているのではないかと思いますけれども、それなのに、ほとんど何にもなさっていないわけです。私どもがいろいろ問題提起をすると、それは現行制度の大きな変更になるからおかしいんだとおっしゃるけれども、皆さん方自身がやるとおっしゃっていながら、何もなさっていないので申し上げているのにすぎないし、それから、高卒の人を入れること自体どうかとおっしゃいますけれども、私どもは高卒を自動的に入れるなどと申し上げたのではなくて、今までは学歴だけでほとんど縛ってきたものを、一定以上の学歴と言語と資格と経験、場合によっては、どこかの企業の推薦とか、いろんなものを組み合わせた形で、ある意味では、現在受け入れている人たちと同等に近い人たちを認定していく方法をこれから研究しようということを皆様方に訴えかけているにすぎない。それにもかかわらず、高卒について受けるのはいけないと勘違いされているのではないかと思います。人口が減少することを前提にやっているとおっしゃっていますけれども、私どもの考え方の趣旨はそこにはなくて、むしろ、若年層はミスマッチがどんどん大きくなっておりますし、高齢層でも人口の増加ほどには、雇用は増えていないわけですね。そういうミスマッチがどんどん大きくなっている中で、外国人の方々が、日本人の雇用を侵さない範囲で、十分に働いていただく場所はあるだろうということで検討させていただいております。

（８）については、今日ここで議論して決着するとは思ってはいないんですけども、決して、現在の入管法等の体系がベストで、改正する必要がないと厚生労働省さんが書いていらっしゃるのとは違うと。皆様自身がこれを変えなければいけないとお考えではなかったのかと。その点をまず伺いたいと思います。とりあえず、それだけで結構です。

○岡崎部長 （３）の方ですが、正直言って、井口さんの言われた趣旨と、ここの表現は相当違うと思います。

一方で、そうだということだから、法務省さんは上陸許可基準を変えなければできませんということになっているのではないかと思います。

○井口専門委員 透明化すると申し上げているだけですわね。

○岡崎部長 （３）の書き方を見て、法務省さんは、これは透明化ではなくて、受入れの拡大だということだから、上陸許可基準の整備をしないとできないというようなことを言われたのではないかと私は思います。もしかしたら違うかもしれませんが。

我々としては、資格に着目してということではなくて、透明化するやり方というのはあるんだろうと思います。私も先ほど言いましたように、別に透明化を否定するつもりで言ったわけではないんですが、ここで名称独占資格云々かんぬんとつなげて書いてあるという表現からして、これは国家資格、特に業務独占資格ではない名称資格を含めて、考え方を变えるということを前提にした表現ではないか。

ですから、先ほど井口さんが言われたような趣旨で、現行の範囲で、よくわからない部分を整理するというのであれば、そういう表現にさせていただくということではないかなと思います。

○安居主査 私どもの理解は、日本の大学を卒業した人は、学んだ事項に関連する業務に就くのであれば、日本で働いてよろしいという現行制度が基本にあるわけです。ところが、専門的な知識や技術を国として担保した資格が用意されていたり、職場に有資格者を必ず置かなければいけない業務がある。日本人であろうが、だれであろうが、資格が必要になる場合がある。そうであるにもかかわらず、日本での就労が可能と思われる日本の資格を持った人は、概ね業務独占資格を取ったとした場合にしか許可されていないという問題があるわけです。

基本的に私どもの立場は、日本の大学を出たら働いてもいいというのがベースにあるんだから、更に国家資格を取ったら、有資格者として働いてもいいのではないですかということが、１つのベースでして、それを明確化というか、要するに日本の大学を出ている外国人なら働いてもよろしい。ただし、これとこれは限定的に不可能ですとか、これは可能ですとかいう話なんだと思います。そこには思いが入るから、原案の表現になったんだと思うんですが、きちっとしておかないといけない部分だと思います。

表現の問題については、相談させていただくとして、皆に誤解や矛盾がないよう、そこはやはりはっきりすべきではないかなと思うんです。

○岡崎部長 済みません。余り個々で表現をとらえて、いろいろ言うのもあれなんです、例えば第１パラの情報のところで、一定の資格者については、要件が緩和されているというようなこととか、我々は今のシステムを、今、安居主査が言われたような意味で物事を整理するというよりは、資格を基準に拡大するという趣旨としか、どうも読み取れません。そうではなくて、今、安居主査が言われたような意味で、日本の大学で「技術」とか「人文知識・国際業務」の対象になるような業務を学んで、場合によっては、資格取得であれば資格を取って就職できることになっている。しかし、それがわかりにくい部分もあるので、それをきちんと明確化すべきであるというようなことで、すらっと書いていただくのであれば、それは特段問題ないだろうと思います。ただ、ここにいろんな議論の中の思いが入ってしまっているので、我々はどうかということなんです。

○安居主査 もう一つ、私が言っていないのは、日本の大学は出ていないんだけど、ITの技術者みたいな例があるので、この点もやはり例外というのか、原則というのか、きちっとスペシファイすべきだと思います。要するに、今、我が国は外国人についてこうなんですということをはっきりするといいますか、運用として考えてもいいんだということを、是非書いて合意しておきたいと思いますが、これは普通のことです。書き方は、また相談させてください。

それから、介護福祉士の話は、次に持ち越しましょう。

○岡崎部長 これはこの場で返事はとてもできません。

○安居主査 ただ、先ほどの私が申し上げた、例えば日本の大学を卒業して就労が可能である人が、介護福祉士の資格を取ったときに、今は働いてはいかぬということになっているわけです。これはある意味では自己矛盾なんです。自己矛盾といったらおかしいけれども、要するに、片方で我が国の資格を取得することは構わないとされていて、もう片方でその資格を活かして我が国で就労してはだめだと。ところが、日本人と結婚した人は就労することは構わないとかいろいろあると思うんですが、これはここで議論してもいろいろありますので、来年度以降へ持ち越すとして、別の章へ移させていただきたいと思います。

(8)についても御意見は理解してしまして、ただ、今、私の頭にあるのは、15年ほど前のバブル経済の時期に、日系人を血縁関係にあるからという理由でその身分に着目して受け入れてしまって、悪く言えばあとは放置されていて、これが今、非常に問題になっているということです。ある意味では、1回失敗したんだと思います。ですから、今度は枠組みをきちっと最初につくろうではありませんかと申し上げているわけです。枠組みをつくった後に、どれだけの人数を受け入れるかという運用の問題は、閣議決定等でお決めいただくしかないのではないかと思います。これも持ち越しで、次年度以降また御相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○井口専門委員 一言だけよろしいですか。済みません。

○安居主査 どうぞ。

○井口専門委員 厚生労働省さんは前書きの方でも書いていらっしゃるんですけども、受入れ拡大を前提とした議論はいけないと、民間からの規制改革要望に対する回答ですとか、いろんなところでお書きになるんですが、現在、専門的・技術的分野と評価されていない分野の方々をどうやって読むかというのは政府の検討課題なのに、何でそこにいつも引っかかって、受入れ拡大をやっていると間違ったことをやっている、国是を侵すものみたいにおっしゃるのか。そうではないんですね。この部分は、まさに受入れ範囲を拡大できるかどうかを検討しようといっているわけなんですから、その点は、是非素直に認めて、議論をしていただいた方がいい。これからの方向づけを考えなければいけない時期に、議論を断ち切らないことが大事だと思いますので、決して、私どもそれ以上に何か大げさなことを言っているつもりはないはずで、その点は是非御理解いただきたいと思います。

○安居主査 時間もないので、最後に(6)(7)の問題ですが、これはワーディングの

問題として考えた方がいいですね。法務省の方でお書きになっている、解釈云々というような中で、ワーディングの話として考えたら、厚生労働省さんとしてはどうですか。

○岡崎部長 （７）は全くそうだと思います。

「（６）高度人材の移入に資する在留期間の見直し」は、法律事項なのかなと思ったので書いたのですが、法務省さんが法律事項だというのであれば、別にうちがこれ以上こだわるつもりはありません。

○安居主査 それでは、法務省さんに問題がなければ、それでいいということですね。

○岡崎部長 確認したかったのは、在留期間の見直しのところは、法律事項では必ずしもないのかなと思ったので、法律というのはどうかなと思ったものですから、法務省さんが法律だというのであれば、うちはそれ以上言うつもりはありません。

○安居主査 それでは、この件に関しては、厚生労働省さんの修正意見は受け入れないということで、よろしいですね。

○岡崎部長 はい。

○安居主査 それでは、これで終了させていただきます。残されたのは難しい問題ですが、何とか我が国として、きちっとしておかなければいかぬ問題だと思っております。後継組織でも、またいろいろお世話になると思います。本日は長時間お付き合いいただき、どうもありがとうございました。時間を超過しまして、申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

（終了 12:07）